

議案第 24 号

米原市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

米原市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

令和 5 年 10 月 1 日から、福祉医療費の助成を受ける対象者の要件のうち、15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者から 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者に年齢を拡充するため、この案を提出するものである。

米原市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

米原市福祉医療費助成条例（平成17年米原市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童・生徒」を「児童・生徒等」に改める。

第2条第2号中「児童・生徒」を「児童・生徒等」に、「15歳」を「18歳」に改め、同条第9号および第10号中「児童・生徒」を「児童・生徒等」に改める。

第3条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

第4条第1項および第2項ならびに第8条第2項中「児童・生徒」を「児童・生徒等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の米原市福祉医療費助成条例に基づく福祉医療費受給券の交付に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（米原市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

3 米原市個人番号の利用に関する条例（平成27年米原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2中「児童・生徒」を「児童・生徒等」に改める。

米原市福祉医療費助成条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児、<u>児童・生徒等</u>、重度心身障がい者（児）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童・生徒等</u> 6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で<u>18歳</u>に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(3)～(8)の2 略</p> <p>(9) 助成対象者 市の区域内に居住する乳幼児、<u>児童・生徒等</u>、重度心身障がい者（児）（市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、他の市町村から市の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。以下同じ。））、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および規則で定める施設に入所している者を除く。）ならびに他の市町に居住する重度</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児、<u>児童・生徒</u>、重度心身障がい者（児）、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童・生徒</u> 6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で<u>15歳</u>に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(3)～(8)の2 略</p> <p>(9) 助成対象者 市の区域内に居住する乳幼児、<u>児童・生徒</u>、重度心身障がい者（児）（市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、他の市町村から市の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。以下同じ。））、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および規則で定める施設に入所している者を除く。）ならびに他の市町に居住する重度心身</p>	<p>・第2条第2号の用語の改正に伴う改正</p> <p>・福祉医療費の助成を受ける対象者の要件のうち、15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者から18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者に年齢を拡充することによる用語の改正。以下同じ。</p>

心身障がい者（児）で、市長が医療費の助成を必要と認める者をいう。

(10) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児、児童・生徒等または重度心身障がい者（児）を現に監護しているものをいう。

(11) 略

(助成の範囲)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した各助成対象者については、次によるものとする。

(1)・(2) 略

3～5 略

(受給券)

第4条 市長は、助成対象者または保護者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、この条例による福祉医療費の助成を受ける資格を証する福祉医療費受給券（以下「受給券」という。）を交付するものとする。ただし、前条第4項の規定に該当する場合には、受給券を交付しない。なお、乳幼児および児童・生徒等に係る申請にあっては、市長は保護者の同意を得た上で、受給認定に要する事項について、職権により必要な調査をするものとする。

2 市長は、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする受給券の交付を受けた乳幼児の保護者が、引き続き4月1日以降に児童・生徒等の保護者として児童・生徒

障がい者（児）で、市長が医療費の助成を必要と認める者をいう。

(10) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児、児童・生徒または重度心身障がい者（児）を現に監護しているものをいう。

(11) 略

(助成の範囲)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した各助成対象者については、次によるものとする。

(1)・(2) 略

3～5 略

(受給券)

第4条 市長は、助成対象者または保護者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、この条例による福祉医療費の助成を受ける資格を証する福祉医療費受給券（以下「受給券」という。）を交付するものとする。ただし、前条第4項の規定に該当する場合には、受給券を交付しない。なお、乳幼児および児童・生徒に係る申請にあっては、市長は保護者の同意を得た上で、受給認定に要する事項について、職権により必要な調査をするものとする。

2 市長は、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする受給券の交付を受けた乳幼児の保護者が、引き続き4月1日以降に児童・生徒の保護者として児童・生徒に

・福祉医療費の助成を受ける対象者の年齢を拡充することに伴う改正

<p>等に係る福祉医療費の助成を受けようとする場合は、助成対象者としての要件を公簿等により確認した上で、保護者の受給券の交付申請を省略して交付することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(助成の期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 乳幼児および<u>児童・生徒等</u>にあつては助成対象者としての要件を満たすに至った日からとする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>係る福祉医療費の助成を受けようとする場合は、助成対象者としての要件を公簿等により確認した上で、保護者の受給券の交付申請を省略して交付することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(助成の期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 乳幼児および<u>児童・生徒</u>にあつては助成対象者としての要件を満たすに至った日からとする。</p> <p>3～6 略</p>	
--	---	--

米原市個人番号の利用に関する条例新旧対照表（改正理由）（付則第3項関係）

改正後			現 行			改正理由
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）			<ul style="list-style-type: none"> ・米原市福祉医療費助成条例の一部改正に伴う用語の改正
執行機関	事務		執行機関	事務		
市長	米原市福祉医療費助成条例(平成17年米原市条例第93号)による乳幼児および <u>児童・生徒等</u> の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの		市長	米原市福祉医療費助成条例(平成17年米原市条例第93号)による乳幼児および <u>児童・生徒</u> の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの		
	略			略		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）			<ul style="list-style-type: none"> ・米原市福祉医療費助成条例の一部改正に伴う用語の改正
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報	
市長	米原市福祉医療費助成条例による乳幼児および <u>児童・生徒等</u> の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略	市長	米原市福祉医療費助成条例による乳幼児および <u>児童・生徒</u> の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略	
	略			略		